

監 查 報 告 書

監査報告書

平成23年5月19日

公益財団法人東京しごと財団

(旧名称：財団法人東京しごと財団)

理事長 宮下 茂 殿

監事 澤 章 印

監事 大羽 康弘 印

監事 石橋 茂 印

私たち監事は、公益財団法人東京しごと財団（旧名称：財団法人東京しごと財団）の平成22年度における会計及び業務の監査を行いました。その結果につき次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査については、実施事業の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、業務執行の妥当性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 財務諸表は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人東京しごと財団（旧名称：財団法人東京しごと財団）の平成22年度の財政状態及び正味財産増減の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」に従って、公益財団法人東京しごと財団（旧名称：財団法人東京しごと財団）の平成22年度の収支の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書の内容は、真実であると認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認めます。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 2 日

公益財団法人東京しごと財団
理事長 宮下 茂 殿

岡部公認会計士事務所
公認会計士 岡 部 雅 人 印

私は、公益財団法人東京しごと財団（旧名称 財団法人東京しごと財団）の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの平成 22 年度の下記の財務諸表及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

記

I 財務諸表

1. 一般会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
2. シルバー派遣事業特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
3. シルバー保険事業特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
4. 受託事業特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
5. 基金事業特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
6. 貸借対照表総括表
7. 正味財産増減計算書総括表
8. キャッシュフロー計算書
9. 財産目録

II 収支計算書

1. 一般会計の収支計算書
2. シルバー派遣事業特別会計の収支計算書
3. シルバー保険事業特別会計の収支計算書
4. 受託事業特別会計の収支計算書
5. 基金事業特別会計の収支計算書
6. 収支計算書総括表

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私の意見は次のとおりである。

- (1) 私は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人東京しごと財団（旧名称 財団法人東京しごと財団）の当該財務諸表に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュフローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 私は、収支計算書が、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、公益財団法人東京しごと財団（旧名称 財団法人東京しごと財団）の平成 22 年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

公益財団法人東京しごと財団（旧名称 財団法人東京しごと財団）と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、各監査報告書原本の記載事項を電子化したものであり、その原本は当財団が別途保管しております。